



法人内研修を実施します。

在職者定期研修「職場におけるハラスメント啓発予防研修」を実施しました。
多様化するハラスメントの明確化と職場の環境を改善するために、職員
のハラスメントに対する理解を促し、働きやすい職場を目指して繰り返しの学習を
行うため、毎月実施する法人内研修です。

【3月日程】(予定)

3/26 (水) 16:30~
担当：総合事務課

感染症対策のため、出席できない方は
Zoomからの参加をお願いいたします。

ZoomのURLは事前にメールにてお知らせ
いたします。

1月~3月は総合事務課が担当いたします。



前回の研修の様子

※基本的に技能実習監査と同日最終週の水曜日を実施日とする。

(2月はイレギュラー、4月は月末にあたるため前週、6月、9月は最終週が水曜が無いため前週、12月は大晦日のために前週)

4月~1月 (予定)

4	23	水	16:30	特養
5	28	水	16:30	老健
6	25	水	16:30	在宅
7	30	水	16:30	サテライト
8	27	水	16:30	総合事務課
9	24	水	16:30	特養
10	29	水	16:30	老健
11	26	水	16:30	在宅
12	24	水	16:30	サテライト
1	28	水	16:30	総合事務課

定額減税期間に留意

定額減税とは、
**4万円(所得税3万円
+個人住民税1万円)
を減税する経済施策**
のことです。

「月次減税率」の仕組みのイメージ
※実際の減税額は所得に応じて異なります。



単身者の定額減税額
は所得税3万円と住民
税1万円の**合計4万円**
です。

4人家族の定額減税さ
れる金額は、4万円(所
得税3万円・住民税1
万円)×4人分の**16万
円**です。

定額減税額を6月に控除
しきれない場合は、翌月
以降に持ち越されるため、
**相殺し終わるまでの期間
は手取り額が増えること
になります。**

令和6年6月から1年
の期間限定で実施さ
れる制度です。

電気代コスト削減にご協力ください。

昨年度実績

今年度実績

1月使用料比較

1月	使用料(約)	160万	160万
2月		130万	???

前年度	±0%
-----	-----



1月の使用料は本部、養護全体で約160万円で、
前年度比較では本部約2.2%減、養護約9.3%増
となりました。

改めて、休憩室等部屋から出るときは、
『電気を消したか』『エアコンを止めたか』の
確認をお願いいたします。



法人本部
問い合わせ
西海市大島町1976-59
0959-34-2288

給与規程の一部改訂について

今回、2025年4月1日付で次の職員が昇格・昇給します。

①	②	③
8等級・介護福祉専門員 (社会福祉士、介護福祉士)	9等級・情報専門員 (診療報酬請求、診療情報管理士、 社会福祉法人経営実務検定1級)	10等級・介護専門員中 (准介護士、初任者、実務者)
↓	↓	↓
7等級 社会福祉専門員	8等級・情報専門員	9等級 介護専門員

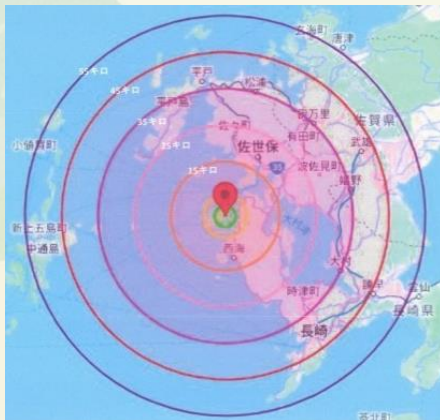
【通勤手当について】

改正前：給与規程第21条第4項の

「通勤手当は、予め施設長に届出た(様式1) 交通手段及び往復順路に対して支払うものとする。」が、

改正後：給与規程第22条第4項の

「通勤手当は、予め所属長に届出た(様式1)に基づき支払うものとする。」に改正されました。



通勤手当

距離	日額	月額上限
3km未満	不支給	不支給
3km以上6km未満	60円	1,320円
6km以上15km未満	120円	2,640円
15km以上25km未満	240円	5,280円

4月より、自宅から職場までの直線距離に応じた同心円指定通勤費(上記)を支給する支給方法に変更



福医会では地域清掃を行っています。

福医会では、地域のイベントなどの翌日に、職員による**地域清掃**

を行っています。ごみを拾い、きれいな道に戻して、

住み続けられる清潔な環境づくりに取り組んでいます。

職員の皆様、いつもご協力いただきありがとうございます。

11 住み続けられる
まちづくりを



清掃の様子(過去5年間) ホームページ/できごと より

